

厚 1-1-20-1
平成7年7月26日登録

老人保健事業報告

1 健康手帳の交付

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		01

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

1(1) 医療受給資格者への医療受給者証の交付状況

11

	前年度末現在数 (1)	新規交付 (年度中) (2)	資格喪失 (年度中) (3)	年度末現在数 (4)
70歳以上(01)				
65歳～69歳 (法第25条第1項 第2号該当者)(02)				
計(03)				

- (注) 1 法第13条の規定により市町村(特別区を含む。)が行った健康手帳及び医療受給者証の交付状況を把握するものであること。
 2 「新規交付(年度中)02」には、年度中において、交付(再交付及び更新を除く。)した者の数を計上すること。
 3 「資格喪失(年度中)03」には、年度中において、資格喪失した者の数を計上すること。
 4 「65歳～69歳(法第25条第1項第2号該当者)02」の者で交付を受けている者が70歳に達した時は、70歳以上「新規交付(年度中)02」及び65歳～69歳「資格喪失(年度中)03」の欄にそれぞれ計上すること。
 5 表制ごとに下記の算式が成立すること。

$$\{(1)+(2)-(3)-(4)\}$$

 6 計は内容と一致すること。

1(2) 医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

12

	40歳～69歳 (1)	70歳以上 (2)	計 (3)
交付数(01)			

- (注) 7 本年度中の健康手帳交付数を、該当する年齢階級の区分に計上すること。

平成8年度

厚 1-1-20-2
平成7年7月26日登録

老人保健事業報告

2 健康教育

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		02

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

20

	開催回数 (1)	参加 延人員 (2)	従事者延人員						計 (9)
			医師 (3)	歯科医師 (4)	衛生士 (5)	保健師(士) (6)	栄養士 (7)	その他 (8)	
一般健康教育(01)									
重点 健康 教育	肺がん予防(02)								
	乳がん予防(03)								
	大腸がん予防(04)								
	糖尿病予防(05)								
	骨粗しょう症予防(06)								
	病態別健康教育(07)								
	寝たきり予防(08)								
	歯 (09)								
計(10)									

- (注) 1 法第14条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行った健康教育の開催状況を教育内容別に把握するものであること。
 2 「開催回数(1)」には、開催した場所(会場)ごとに、1日を1単位として開催回数を計上すること。
 3 「従事者延人員(2)」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等問わず、開催した場所(会場)ごとに、1日を1単位として従事した延人員をそれぞれ区分に計上すること。
 4 表制ごとに下記の算式が成立すること。

$$\{(1)-(10)\}$$

 5 計は内容と一致すること。

3 健康相談

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		03

30

	開催回数 (1)	被 接 延 人員 (2)	従事者延人員						計 (9)
			医師 (3)	歯科医師 (4)	衛生士 (5)	保健師(士) (6)	栄養士 (7)	その他 (8)	
一般健康相談(01)									
重点 健康 相談	糖尿病(02)								
	病態別食生活(03)								
	歯 (04)								
	老人(05)								
計(06)									

- (注) 1 法第15条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行った健康相談の開催状況を相談内容別に把握するものであること。
 2 「開催回数(1)」、「従事者延人員(2)」には、「2 健康教育」に準じて計上すること。
 3 表制ごとに下記の算式が成立すること。

$$\{(1)-(6)\}$$

 4 計は内容と一致すること。

平成8年度

老人保健事業報告

4 基本健康診査

報告年度	市区町村番号	報告番号
08		04

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

4(1) 受診者及び指導区分別状況

4 1

	受診者数(年度中)			指導区分別実人員			
	基本健康診査 (1)	選択実施実人員 (2)	訪基本健康診査 (3)	異常認めず (4)	要指導 (5)	要医療 (6)	計 (5)+(6) (7)
40歳～49歳(01)							
50歳～59歳(02)							
60歳～69歳(03)							
70歳以上(04)							
計(05)							

- 【注】 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行った基本健康診査の実施状況を把握するものであること。
 2 「選択実施実人員(2)」には、心電図検査、眼底検査、貧血検査及び血球検査を受診した実人員を計上すること。
 なお、同一人が複数の検査項目を受診した場合は「1」として計上すること。
 3 「指導区分別実人員(4～8)」には、本年度中に基本健康診査を受診した者の検査結果を指導区分別に実人員で計上すること。
 なお、同一人が要指導・要医療の両方に該当する場合は要医療に計上すること。ただし、訪基本健康診査の受診者は計上しないこと。
 4 表例ごとに下記の算式が成立すること。なお、成立しない場合は欄外に注記すること。
 (計)≧(2)・{(1)+(4)+(7)}

4(2) 主な検査結果の要指導・要医療者数

4 2

	高血圧 境界領域 (1)	高血圧 (2)	心電図 異常あり (3)	貧血 (疑いを含む) (4)	肝疾患 (疑いを含む) (5)	うちアルコール 性(疑いを含む) (5)	糖尿病 (疑いを含む) (7)	腎機能障害 (疑いを含む) (8)
	40歳～49歳(01)							
50歳～59歳(02)								
60歳～69歳(03)								
70歳以上(04)								
計(05)								

- 【注】 5 4(1)受診者及び指導区分別状況の指導区分別実人員の要指導及び要医療に計上した者について、主な検査結果別に該当する区分に計上すること。
 6 同一人が複数の区分に該当する場合はそれぞれの区分に計上すること。ただし、「高血圧境界領域(1)」「高血圧(2)」については、重複して計上しないこと。
 7 表例ごとに下記の算式が成立すること。
 (計)≧(8)のそれぞれの数÷4(1)受診者数及び指導区分別実人員(7)

4(3) 生活習慣改善指導実施状況

4 3

被指導実人員					従事者延人員				
40歳～49歳 (1)	50歳～59歳 (2)	60歳～69歳 (3)	70歳以上 (4)	計 (5)	医師 (6)	保健師(士) (7)	栄養士 (8)	その他 (9)	計 (10)

- 【注】 8 「従事者延人員」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等を問わず、実施した場所ごとに、1日を1単位として従事した延人員をそれぞれの区分に計上すること。
 9 計は内容と一致すること。

平成8年度

老人保健事業報告

5 がん検診

報告年度	市区町村番号	報告番号
08		05

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

5(1) 男-胃がん・肺がん・大腸がん

5 1

	受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査者 (年度中) (2)	結果別人員				未把握 (7)
			異常認めず (3)	がんで あった者 (4)	がんの疑い のある者 (5)	がん以外 で患った者 (6)	
胃 が ん	40歳～44歳(01)						
	45歳～49歳(02)						
	50歳～54歳(03)						
	55歳～59歳(04)						
	60歳～64歳(05)						
	65歳～69歳(06)						
	70歳以上(07)						
	計(08)						
肺 が ん	40歳～44歳(09)						
	45歳～49歳(10)						
	50歳～54歳(11)						
	55歳～59歳(12)						
	60歳～64歳(13)						
	65歳～69歳(14)						
	70歳以上(15)						
計(16)							
大 腸 が ん	40歳～44歳(17)						
	45歳～49歳(18)						
	50歳～54歳(19)						
	55歳～59歳(20)						
	60歳～64歳(21)						
	65歳～69歳(22)						
	70歳以上(23)						
計(24)							

- 【注】 1 法第16条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。
 2 「結果別人員(3～7)」には、要精密検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員別に計上すること。
 3 表例ごとに下記の算式が成立すること。
 (計)≧(2)・{(2)=(3)+(4)+……+(7)}
 4 計は内容と一致すること。

平成8年度

老人保健事業報告

厚 1-1-20-5
平成7年7月26日登録

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08		05

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

52

5(2) 女-胃がん・肺がん・大腸がん

	受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査者 (年度中) (2)	結果別人員					未把握 (7)
			異常認めず (3)	がんで あった者 (4)	がんの疑い のある者 (5)	がん以外 の病 があった者 (6)		
胃 が ん	40歳～44歳 (01)							
	45歳～49歳 (02)							
	50歳～54歳 (03)							
	55歳～59歳 (04)							
	60歳～64歳 (05)							
	65歳～69歳 (06)							
	70歳以上 (07)							
	計 (08)							
肺 が ん	40歳～44歳 (09)							
	45歳～49歳 (10)							
	50歳～54歳 (11)							
	55歳～59歳 (12)							
	60歳～64歳 (13)							
	65歳～69歳 (14)							
	70歳以上 (15)							
	計 (16)							
大 腸 が ん	40歳～44歳 (17)							
	45歳～49歳 (18)							
	50歳～54歳 (19)							
	55歳～59歳 (20)							
	60歳～64歳 (21)							
	65歳～69歳 (22)							
	70歳以上 (23)							
	計 (24)							

平成8年度

- (注) 1 基準16条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。
2 「結果別人員(3)～(7)」には、要精密検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員数に計上すること。
3 表例ごとに算式が成立すること。
4 計は内容と一致すること。

老人保健事業報告

厚 1-1-20-6
平成7年7月26日登録

報告年度	市区町村符号	報告表番号
08		05

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

53

5(3) 女-子宮がん・乳がん

	受診者数 (年度中) (1)	要精密 検査者 (年度中) (2)	結果別人員					未把握 (7)
			異常認めず (3)	がんで あった者 (4)	がんの疑い のある者 (5)	がん以外 の病 があった者 (6)		
頸 子 宮 が ん	30歳～34歳 (01)							
	35歳～39歳 (02)							
	40歳～44歳 (03)							
	45歳～49歳 (04)							
	50歳～54歳 (05)							
	55歳～59歳 (06)							
	60歳～64歳 (07)							
	65歳～69歳 (08)							
	70歳以上 (09)							
	計 (10)							
乳 が ん	30歳～34歳 (11)							
	35歳～39歳 (12)							
	40歳～44歳 (13)							
	45歳～49歳 (14)							
	50歳～54歳 (15)							
	55歳～59歳 (16)							
	60歳～64歳 (17)							
	65歳～69歳 (18)							
	70歳以上 (19)							
	計 (20)							
乳 が ん	30歳～34歳 (21)							
	35歳～39歳 (22)							
	40歳～44歳 (23)							
	45歳～49歳 (24)							
	50歳～54歳 (25)							
	55歳～59歳 (26)							
	60歳～64歳 (27)							
	70歳以上 (28)							
計 (29)								
計 (30)								

平成8年度

- (注) 1 基準16条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行ったがん検診の実施状況を把握するものであること。
2 「結果別人員(3)～(7)」には、要精密検査者のうち検査結果が異常認めず、がんであった者、がんの疑いのある者、がん以外の疾患であった者、未把握についてそれぞれの人員数に計上すること。
3 同一人で子宮頸がんと体腔がんの両方を受診した者については、それぞれの結果を「結果別人員」に計上すること。
4 表例ごとに算式が成立すること。
5 表例の「受診者数(1)」の例「子宮がんの「体腔」は「頸部」より年齢階級ごとにそれぞれ小となるか又は等しくなること。
6 計は内容と一致すること。

老人保健事業報告

6 総合健康診査

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		06

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

61

6(1) 受診者の状況

受 診 者 数					
男			女		
40歳 (1)	50歳 (2)	計 (3)	40歳 (4)	50歳 (5)	計 (6)

(注) 1 法第16条の規定により、市町村（特別区を含む。）が行った総合健康診査の実施状況を把握するものであること。

6(2) 検問疾患検診の指導区別状況

要 請 検 査 者 (1)	要 指 導 者 (2)	異 常 な し (3)	計 (4)
40 歳 (01)			
50 歳 (02)			

6(3) 骨粗鬆症検診の指導区別状況

要 請 検 査 者 (1)	要 指 導 者 (2)	異 常 な し (3)	計 (4)
40 歳 (01)			
50 歳 (02)			

(注) 2 計は内容と一致すること。

63

平成8年度

老人保健事業報告

7 機能訓練

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		07

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

71

7(1) 機能訓練施設別実施状況

	市町村保健センター (1)	保健所 (2)	老人福祉センター (3)	特別養護老人ホーム (4)	老人保健施設 (5)	公民館 (6)	その他 (7)	計 (8)
実施施設数 (01)								
実施回数 (02)								
被指導者数 (03)								

(注) 1 法第16条の規定により、市町村（特別区を含む。）が行った機能訓練の実施状況を把握するものであること。
2 「実施回数(02)」には、実施した施設（場所）ごとに1日を1単位として実施回数を計上すること。
3 各表頭ごとに下記の表形式が成立すること。
{(01) ≤ (02) ≤ (03)}

7(2) 機能訓練指導員

機 能 訓 練 被 指 導 人 員							
実 人 員				延 人 員			
40歳～64歳 (1)	65歳～69歳 (2)	70歳以上 (3)	計 (4)	40歳～64歳 (5)	65歳～69歳 (6)	70歳以上 (7)	計 (8)

(注) 4 実人員(1)～(4)は、7(1)等由別機能訓練指導員実人員の男女別各年齢層区分の和と等しくなること。
5 延人員「計(8)」は、7(1)機能訓練施設別実施状況の表頭(03)とそれぞれ等しくなること。

7(3) 機能訓練従事者延人員

医 師 (1)	理学療法士 (2)	作業療法士 (3)	保健師(士) (4)	看護婦(士) (5)	その他 (6)	計 (7)

(注) 6 「施設訓練従事者延人員」には、常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等を含む、実施した施設（場所）ごとに、1日を1単位として従事した延人員をそれぞれの区分に計上すること。

7(4) 事由別機能訓練指導員

	男				女			
	40歳～64歳 (1)	65歳～69歳 (2)	70歳以上 (3)	計 (4)	40歳～64歳 (5)	65歳～69歳 (6)	70歳以上 (7)	計 (8)
脳血管疾患の後遺症 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

(注) 7 「事由別機能訓練指導員」には、同一人で表頭の(01)及び(02)の両区分に該当する場合は(01)の区分のみ計上すること。
8 計は内容と一致すること。

74

平成8年度

老人保健事業報告

8 訪問指導

報告年度	市区町村符号	報告番号
08		08

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

8(1) 訪問指導実施状況

81

		被訪問指導人員		被訪問指導傷病事由別実人員 (11)の再掲	
		実人員 (1)	延人員 (2)	脳血管疾患の後遺症 (3)	その他 (4)
寝たきりの者	40歳～64歳 (01)				
	65歳～69歳 (02)				
	70歳以上 (03)				
	計 (04)				
	口腔衛生指導 (再掲) (05)				
	栄養指導 (再掲) (06)				
	保健所活動分 (再掲) (07)				
孤居性老人	65歳～69歳 (08)				
	70歳以上 (09)				
	計 (10)				
	保健所活動分 (再掲) (11)				
要指導者	40歳～64歳 (12)				
	65歳～69歳 (13)				
	70歳以上 (14)				
	計 (15)				
	保健所活動分 (再掲) (16)				
計 (04)+(10)+(15) (17)					

- (注) 1 法第19条の規定により、市町村(特別区を含む。)が行った訪問指導の実施状況を把握するものであること。
 2 「寝たきりの者」には、家庭において、寝たきりの状態あるいはこれに準ずる状態にある者について計上すること。
 3 「孤居性老人」には、家庭において、孤居性老人(精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く。)について計上すること。
 4 寝たきりの者であり、かつ孤居性老人である者について訪問指導を行った場合は、その訪問指導の主たる目的により寝たきりの者又は孤居性老人のいずれかに計上すること。
 5 「要指導者」には、健康診査等で健康状態が訪問指導が必要と認められた者について計上すること。
 6 表制ごとに下記の算定式が成立すること。

$$(11) \leq (2) + \{(1) - (3) + (4)\}$$

 7 表制ごとに下記の算定式が成立すること。

$$(04) \geq (05) + (06) + (07) + \{(10) \geq (11)\} + \{(15) \geq (16)\}$$

8(2) 訪問従事者延人員

82

	保健師(士) (1)	看護婦(士) (2)	栄養士 (3)	歯科衛生士 (4)	その他 (5)	計 (6)
常勤 (01)						
非常勤 (02)						
計 (03)						

- (注) 8 訪問した対象者にかかわらず、従事した延人員を計上すること。平成6年度
 9 常勤・非常勤の区分は、当該市町村の雇用形態により区分すること。
 10 表制の「その他(5)」は看護指導に従事する者で、理学療法士、作業療法士等について計上すること。家庭療養員、ボランティア、運転手等は計上しないこと。
 11 計は内容と一致すること。